

鳥栖スタジアムにおける配布物の取り扱いについて

1. 鳥栖スタジアムにおいて、チラシなどの配布・イベントなどの開催・物品などの販売を行われる場合は、有料・無料にかかわらず、主催者の許可が必要です。

鳥栖スタジアムの使用にあたっては、主催者がスタジアム(建物の内外)を運営することになっています。このため、配布物等は、主催者と配布時間・配布場所・配布人数などについて、運営に支障がないよう十分協議したうえで許可を得てください。

主催者とは、大会・イベント等を開催するためにスタジアムを使用する者(団体)のことをいいます。
(例:サガン鳥栖、ラグビー協会、サッカー協会など)

場所は、ゲートの内外にかかわらず、鳥栖スタジアムの建物及び敷地の全てをいいます。

2. 主催者が許可したものでも、市のスタジアム条例第5条第1号により「公の秩序又は風紀を乱す恐れがあると認めるとき」は使用できません。

このため、特定の個人・団体を誹謗・中傷するなど、公序良俗に反するものは許可できません。

3. 有料の配布物も同様の取り扱いとします。

ただし、有料の場合は、市のスタジアム条例に基づき、市の特別使用の許可が必要です。許可されていない場合、同条例第14条第2号により、スタジアムへの入場を拒み、又は、退場を命ずることになります。

(財)鳥栖市地域振興財団
鳥 栖 市